

国際地域研究所文化プロジェクト (2) 特別研究会記録

はじめに

私たちの共同研究は「多言語多文化共同体としてのヨーロッパ連合」をテーマにかかっている。言うまでもなく、欧州連合市民の誕生は、現在進行形の世界的事件であって、げんに共同研究をはじめてからも、ヨーロッパ共同体はヨーロッパ連合に名称を変えている。刻々と変化しつつあるものを把握することは難しい。どのような観点をとるべきか。外国語教育にたずさわる私たちは、ヨーロッパにとっての外国人問題の上に視座を置くにいたった。前号に掲載された水野論文も、フランスでしだいに激化する外国人労働者問題をとりあげている。今回はヨーロッパ連合が具体化する以前から、フランスにおける外国人労働者問題、少数者の人権問題に取り組んでこられた林瑞枝氏を囲んで研究会を行った。以下は1994年3月7日に東京農林年金会館小会議室において行った中部大学国際地域研究所文化プロジェクト(2)主催の特別研究会の記録である。

ヨーロッパ連合の基本法としては、欧州経済共同体(EEC)を発足させたローマ条約(1957年)、ヨーロッパ域内国境の除去の予定を定めた単一欧州議定書(1985年)、ヨーロッパ連合市民を創設したマーストリヒト条約(1993年)の積み重ねがあった。ここでとりあげるシェンゲン条約は、それと関連しつつ別に、じっさいに域内国境の検問が無くなったときにどんな具体的な問題が起こるかを予想して、その対策を関連国間でとりきめた条約である。基本法が建前の理念を高く掲げるとするならば、シェンゲン条約には国境の壁を低くして成立したヨーロッパ域内空間を守るために、逆に外圍国境が高く築かれてゆく現実が描き出されている。

林瑞枝氏は現在、駿河台大学文化情報学部教授であり、主な著書には『フランスの異邦人－移民、難民、少数者の苦悩』（中央公論社、1984年）、『いま女の権利は』（編著、学陽書房、1989年）、『人権という権利』（大蔵省出版局、1993年）がある。また、「外国人事務－1993年度フランスにおける移民関連法令の変更とその意義について1－6」（『時の法令』1467号、1469号、1471号、1473号、1477号、1479号、大蔵省出版局、1994年）は、以下の論文と関連が深い。

報 告

国境のない自由移動の空間「シェンゲン・スペース」 —— 欧州統合形成過程のなかで ——

林 瑞 枝

国境というものは、「強い感情のこめられたもの、真の神話的価値をもつもの」である——。国境が、単に主権国家の領土の境界を画するという以上の意味合いをおびる事実には、異議を唱える人はほとんどいないだろう。狭いヨーロッパ大陸にあって、幾多の国々が闘ぎあいのなかから築きあげた自国の国土であってみれば、たがいの境界線にはいやでもその国の歴史が反映し凝集されている。国境は「近代国家における同質性と異質性を画する強力なファクター」をなしているものであり、「他者すなわち外国人にたいしておのれを守る」とりでなのである。フランスでも「国境は地理的、歴史的であると同時に集団的心性風景の基本的な要素である」ということになる。

ここに引いたいくつかの表現は、文学作品や評論からの引用ではない。フランスで、シェンゲン協定適用条約の国会承認を求めるにあたって、国民議会に提出された報告書の初めのページに述べられた、国境についての短い論述のなかに散りばめられた言葉の一部である^①。その行間には、国境について人々がこれまで反響を重ねてきた思いが凝縮されている。

欧州統合は、経済・政治面での統一市場と自由移動との実現であることに相違ないとしても、ヨーロッパ各国の人々にとっては上のような言葉に表される国民的「心情」の境界を超えることでもある。ただ、ヨーロッパ統合への対応がたゆみなく準備されるなかで、人の共同体内の自由な移動は、国際間の人の移動が激しくなっている世界的状況の下にあっては現実には難しい問題への対処を迫られている。

その一面を、シェンゲン条約を通して垣間見てみたい。

1. シェンゲン条約

1992年2月7日に調印され翌年11月に発効した欧州連合（EU）条約、いわゆるマーストリヒト条約は、EEC設立のローマ条約を改正・補足して共通外交と安全保障、通貨統合を目標にするとともに、欧州連合市民権を創設した。EU構成国の国民は、自由に欧州連合の域内国境を越えることができ、かつ構成国領土において共通の市民権をもつのである。この権利は、居住する自国以外のEU構成国での地方参政権と欧州議会議員の選挙、被選挙権として表明される。

その一方で、1985年のシェンゲン協定、同協定具体化のために細則を規定した1990年のシェンゲン協定適用・条約^②も締約国間の「人」の自由移動を定めている。そしてそれらの締約国もイギリス、アイルランド、デンマークを除きEU構成国と共通する。ただ、このシェンゲン協定、条約^②は関係国の政府間条約にすぎず、EC法とは系譜を異にしており、条約制定過程についても、〈民主主義の赤字〉など非難があった。

というのも当初、独仏及びベネルクスは協定を作成するにあたって、交渉を当事国政府間だけで〈秘密裏〉にすすめ、各国の議員も進行状況を知られなかったといわれるからである。これは、当面五か国で「共通領土」における人および物資の自由移動の具体策を探ろうとの意図があつてのことであつた。しかし、欧州議会は1987年に、議会に諮問することなく一部の国家が庇護権に関する欧州の共通政策を立てたとして反対決議を採択し、89年には、庇護権および警察権限の拡張への懸念を理由に、すでに交渉のすめられていたシェンゲン適用条約の調印をしないようにとの決議をおこなつた。また、欧州理事会も1991年、人の国際移動・難民・人口委員会の報告書にしたがつて、移民と庇護権についてヨーロッパ諸国の協議の必要があると勧告した。にもかかわらず、いづれの要求も顧慮されなかった^③。

人権関係 NGO が、交渉の不透明さを非難し、〈警察空間のヨーロッパ〉になることを危惧して条約締結の中止を主張していたことも、この条約の問題としてしばしば指摘された。

だが、J.-ラフェリエールは、共通国境管理の廃止にともなって当然に共通の対策を迫られる国境検問、移民流入、難民庇護といった国家主権に敏感にかかわる問題について、EC 機構の枠内ではなくクラシックな政府間交渉という手段がとられたことを「交渉者を好奇の目からまもり、EC 裁判所などによる事後のコントロールを不可能にした」点で、むしろ可として、シェンゲン条約と単一議定書、したがって、ローマ条約とのつながりは容易に認められるところであり、「シェンゲン・システムは超国家欧州建設への第一歩をなす」と評している^④。

いずれにしても、「境界のない地域」における「市民の欧州」の構築は人の自由移動なくしてはありえない。EC 構成国の内務・法務大臣からなるトレヴィ・グループはすでに70年代から国境管理の協力方法を探っていた。フォンテンヌブロー欧州首脳理事会を契機としてのシェンゲン・グループは、EC 枠外で同じ課題に取り組んだということになる。

そして、シェンゲン協定適用条約はその140条で「欧州共同体の構成国は本条約の当事者となることができる」旨を記している。

(1) シェンゲン協定

シェンゲン協定の前文は、絶えず緊密度を強めている欧州共同体は、自由移動の障害を取り除いて構成国出身者すべての域内国境の自由な通過および商品とサービスの自由な流通を実現し、人々の連帯を固めたい、との目標をかかげている。

それに続く条項では、法制度の共通化のために取るべき措置を、短期に達成すべきものと長期的な対応が必要な措置とに分け、短期目標としては、旅行者や物資輸送の運送機関、とくに路線運送業者の国境通過を対象とし

て締約国間の通関手続制度の簡素化とそれによる時間短縮の方向を示した。

一般の「人」の移動については、長期的見通しに立って、従来実施されてきた締約国間の国境管理は「共通の国境」から「外囲国境に移行」されると規定した。そのためには、締約国各国の国境通過禁止・制限に関する法律および規則をあらかじめ調和させる努力をしなければならない。しかし、それによって国家の安全が脅かされるようなことがあってはならず、危険に備えて補足的な措置が取られなければならないし、また、欧州共同体構成国以外の国からの不法な移民を防ぐ措置を講じなければならない、としている。

こうした締約国全体の領土の保全は短期的視野でも重視され、不法移民とともに麻薬・犯罪、爆破物、武器への警戒には慎重な配慮を示し、共通国境を越えての犯罪捜査の調整・相互援助について検討をすすめるべきことも規定されている。

協定は、発効と同時に適用できない措置は、それが短期的措置であるなら1985年末までに、長期目標の措置であれば延期が協定で別に定められていないかぎりできれば1989年末までに適用する、とした。

(2) シェンゲン協定適用条約

シェンゲン協定の実施にあたってこれを補足する適用条約は、ベルリンの壁の崩壊のために予定より遅れはしたものの、「市民の安全を損なうことなく、移動の自由を実際化する具体的な措置と保障」^⑤についての、当事国間の関係閣僚、実務者レベルによる度重なる地道な交渉の帰結であった。ここでは、域内国境管理の廃止および人の通行、警察および安全、シェンゲン情報システム（SIS）、運輸および商品の通関、個人情報保護の保護が取り決め事項となっている。

「人」に関する規定の概略のみを記すと、まず、人は域内国境を「どの場所でも、検査なしに」越えることができる。ただし、公序または公安に

とって必要であるときには、限られた期間だけ自国国境の管理を締結国と協議のうえ実施することができる。緊急の場合には事後に報告することが許される。他方、外圍国境は、決められた地点と時間帯でなければ通過することができない。これにたいする違反には罰則を設ける。「外国人」——この条約では欧州共同体構成国の出身者以外の者——は、3か月以内の滞在であれば入国査証等一定の書類によって他の締約国の領土への入国も認められる。締約国は人道的または国益上の理由から独自の特例を設けることはできるが、この場合の入国許可はその国の領土内に限られる。外圍国境での出入国管理は、同一原則に基づき^⑥、各国の法制と責任のもとに全締約国およびその領土の利益を考慮して実行される。締約国は管理・監視に関してつねに協力し、重要な関係情報を交換する。

締約国にはこのように共通政策が求められているが、特に第三国出身者に対する3か月以内の短期ビザ制度の統一が重視され、締約国全体の合意がなければその共通制度の変更はできないとされる。まず、各国発行ビザの相互承認とそれによる締約国領土の自由通行から始め、いずれは単一ビザ制度の設置が考えられている。長期滞在ビザの方はこれまでのように各国が国内法にもとづいて独自に発行するが、このビザを持つ外国人は、それによって他の締約国に入国することができる。また、外国人の域内の自由通行は、いずれかの締約国の滞在許可証でも認められる。ただし、他の締約国に入国した外国人は、各国の規定にしたがって3日以内に届出をしなければならない。締約国中の一国が決めた入国拒否は、人道的または国際的義務など重大な理由のある場合は別として、他の締約国にもおよぶ。締約国の治安維持の情報交換のためにストラスブルに置かれる SIS が、入国拒否や犯罪人引渡対象の外国人、さらに行方不明者のデータを記録する。ただ資格を否認された難民はその対象には入っていない。

次の2. で述べるように、協定では取り決めのなかった難民の取り扱いにも適用条約では資格審査の「責任国」の制度等基本的な合意が定められ、

なお責任国決定の基準については同年のダブリン条約が細かい規定を設けた。

この適用条約の発効は最後の批准国の批准書寄託から1か月後となっており、その条件は1993年にフランスとドイツの批准によって達成されたが、発効のためには最終文書がさらに前提条件を付している。すなわち「適用にあたっての事前の諸条件が署名国において充足され、かつ外圀国境管理が実効的になったときにしか発効しない」。調印時の関係閣僚の合議で決められたその前提条件とは、外圀国境の実効的管理のほかに、短期滞在ビザ交付の同一リスト、難民申請の取扱いおよび麻薬取引対策実施規定の調和、域内の国際空港におけるコントロール組織の調整、SIS 機能の発動である。

発効は当初1992年末と予想されたが、ついで期日が93年7月1日の予定となるなど再三遅延し、94年2月にもシェンゲン・システムの礎といわれる SIS の技術的不備のために延期され、その他の条件は加盟国いずれもほぼ整ったと見なされながらも条約はいまなお発効していない。

2. フランスの対応 ― 難民認定をめぐって

「フランスという空間は、ますます欧州との関係で認識されるよう求められるにいたっている」と、冒頭にふれた国民議会報告書はシェンゲン適用条約の承認に際して、フランスと単一欧州との密接な関係をこう表現している。時期的にみてシェンゲン協定調印が単一欧州議定書採択の少し前、シェンゲン協定適用条約の署名が欧州理事会の政治同盟、経済・通貨同盟方針決定の数ヶ月前であったことは「単なる偶然の一致以上のものがある」^①ともいわれる。シェンゲン条約が、EC 構成国国民以外を「外国人」と定義しているように、シェンゲン空間と統合欧州空間はほとんど重なっている。この二つはいずれは同一空間になるだろう。

統合の観点からみると、EC 法上構成国に直接的効果をもつ基本的条約と規定はさておいて、委員会指令がいかに各国で国内法に置き換えられ実効

性をあげていくかが、重要な意味をもつ。フランスの対応はヨーロッパ統合の主導国であるだけに通常積極的だが、EC法の枠外のシェンゲン条約についても、フランスは1986年7月にはシェンゲン協定を公布し、91年6月には他国に先駆けてシェンゲン適用条約を承認した^⑧。批准の際には、同条約の例の「検査なしにどの場所でも域内国境を越えることができる」という自由通行規定にたいして、国家主権の行使の基本的要件を侵害する等の理由から違憲の訴えがなされたが、憲法院は適用条約の内容に合憲の裁決をくださった^⑨。そして、92年にはシェンゲン適用条約の単一ビザ制度はじめ入国・滞在に関する規定を早々と出入国管理法にあたる1945年オルドナンスに挿入している。またそれによって、非－EC加盟国国民がフランスへの入国を拒否されたときには、その者を乗せてきた陸海空の運輸機関はその者を搭乗させた地点に、費用は運輸会社の負担でつれ帰る義務を負うことが国内法に明記されることになった。

難民に焦点を当てると、1993年度に制定された「移民規制法」は^⑩、このオルドナンスに大幅な変更を加えたなかで、新たに難民について第七章を設け、シェンゲン条約の難民に関する取り決めに準じた規定をもちこんだ。難民資格審査機関 OFPRA を創設した1952年の法律とは別に、庇護権について外国人一般を規制する法的枠組のなかで規定したのである。〈経済難民〉への警戒が働いていてのことであろう。また、上記(2)のようにシェンゲンの合意は難民資格認定を加盟国中の一か国にかぎるという「責任国制度」を設けたが、フランス議会が採択した1993法はこれにしたがって、他の条約加盟国が責任国であるとの理由で県知事またはパリ警視總監が申請希望者の入国を拒否したときには、OFPRA ― 異議申立て委員会もまた ― への難民資格申請を提出することはできない、とした。この条項にたいして、憲法院は、外国人にその権利の防衛権を行使する可能性を阻むことは憲法的価値の原則にもとり、違憲であると裁決した。つまり、他の締結国に難民認定の責任がある場合であっても、主権国家としてフランスが独自

に庇護を与える妨げにはならないと述べ、申請者には審判を求める権利は認められなければならない、判定が下るまでの間は公序に反しないかぎり一時滞在が許可されなければならない、と判示した。すなわち「国際条約による難民申請取り扱いの責任国の決定は、当該条約がフランスに国内法固有の規定を適用した取り扱いを保障する権利を留保するのでないかぎり認められない。1946年憲法前文第四項はフランスの行政・司法権に自由のための活動ゆえに迫害をうける者に難民の地位の審査をおこなうことを義務としている。・・・他の条約締結国にたいする国家主権は、この義務への完全な尊重を保障するために立法者によって留保されたと理解されるべきである。」^⑩。

シェンゲン協定適用条約の批准国としての条約遵守と、憲法にうたわれている義務とをどう調整するかが問われたが、その方法について、法律制定によるか、憲法改正によるかについては政治家も法律家も意見が割れた。結局、コンセイユ・デタの見解が、憲法に基づく義務を免除しうるのは憲法的法律のみであるとの結論を示し、憲法改正の途が採られることになった。1993年11月25日の憲法的法律が新たに制定した憲法53条の1は、次のように定めている。

「フランス共和国は、庇護および基本的人権の保護について同一の原則に立って結ばれている欧州諸国と、それらの国に提出された庇護の申請にたいする相互の権能を定める協定を締結することができる。

ただし、その庇護申請が協定によってフランスの権能には入らない場合にも、共和国の公権はつねに、自由のための活動により迫害を受けた外国人またはその他の理由によってフランスに保護を要請する外国人のすべてに庇護を与える権利を有する」

第1項によって、フランスは責任国制度を憲法上承認し、1946年憲法前文の庇護の「義務」を免責されうることとなる。しかし、そこに留まらなかったところにフランスがこだわった〈面目〉が表れている。すなわち第

2 項は、伝統として誇ってきた「自由のための闘士」の庇護に関しては従来通りの主権を保持することをあらためて明記した。のみならず、「フランスが保護を与えることを義務または利益とみなす外国人」の庇護をも確認して、庇護の範囲はこれまでよりも拡大された。なおこの「外国人」とは、もとより欧州共同体諸国の国民ではない。だが、基本的人権が保障されているであろう欧州人権条約加盟国の出身者もまた庇護を求めることはできない。庇護の対象になる政治的迫害のある国のリストは、憲法院の監視のもとに作成される予定である^⑫。

政府は、難民についての協定は欧州連合以外のヨーロッパ諸国——スイス、スウェーデン、オーストリアなど——とも締結されうると主張し、新しい条項を憲法の「欧州共同体および欧州連合」の章ではなく、第6章「条約及び国際協定」に挿入した^⑬。

3. 文化空間への志向

こうして難民の処遇に関して、シェンゲン条約加盟国以外にも国際条約を結ぶ可能性が示唆されたわけだが、それらの条約はフランスと庇護権について同じ見解をもつ国でなければ事実上締結はできない。つまり自由、民主主義、人権の理念を共有する国にかぎられる。「庇護についてフランスと協議をするにはそれ相応の〈貴族の称号〉が必要なのである」。当然1951年のジュネーブ難民条約、67年ニューヨーク難民の地位議定書の批准国でなければならない。しかもそれは「欧州諸国」でなければならない。この「欧州諸国」という観念によれば、それは欧州審議会、欧州共同体、欧州人権条約の加盟国であって、そこにはアメリカは入らない。フランス領土であっても海外県・海外領土はのぞかれる。ここでは「地理的欧州空間」が想定されているのである^⑭。

シェンゲン条約は、締結国間の共通国境を締結国全体の領土の外周の境界「外圍国境」に移行した。欧州連合諸国すべてがこの条約に加盟すれば

外圍国境は欧州連合のそれに重なり、人の自由移動の欧州連合スペースは完結するであろう。シェンゲン・スペース域内については、移動のあまりに自由な空間になりすぎ領域の安全が脅かされるとの警戒、さらに外圍国境を第三国にたいして高くする結果〈要塞空間〉になるとの強い批判がある。いずれの危険もまったくないということはできない。人の移動の自由化と外国人の不法流入の可能性は、たしかにある程度うらはらの関係にある。庇護が外国人たちの入国目的のために濫用されている事実があることも現状では否定できない。「誰もが知るとおり、本当の問題は庇護権が不法移民の媒体になったことである」とさえいわれる^⑤。シェンゲン空間もまた共通ビザ制度、SIS等先に見たように不法移民にたいしてきわめて神経質である。

しかし、自国の領土管理を国家主権の権限の一つとしてきた締約国諸国が、従来の法的特権の一部を放棄しようとしているのである。その意志は「地理的にのみならず歴史的かつ文化的に近い国々のあいだの相互信頼の表れである。ただその半面われわれとは違いすぎる国々にたいしては、それは不信となって表れる。そこに人々は自分達の価値観、生活様式、西欧の西欧たるものすべてにとっての危険を見るのである」^⑥という両局面をもつ。

1993年の憲法改正法案の提出理由を述べるなかで、フランスの司法大臣は、シェンゲン条約で結ばれたヨーロッパは「価値を共有する共同体」であり、同じ政治理念に立ち、同じ欧州人権条約を批准する国々からなるひとつの「文化空間」であると論じている^⑦。この人権条約と難民条約の尊重はマーストリヒト条約も強調するところである。

ヨーロッパの歴史のなかで形成された国民国家の領域を画する国境を、国境への深い思い入れを乗り越えて取り去ろうと決意したとき、ヨーロッパの人々は自分たちに共通の「文化空間」を画す一步を踏み出すことになったようである。その空間から異文化に属する非－欧州連合の外国人がど

のような形で排除されるか、あるいは排除されないか。排除しないとしたら、どのような〈統合〉がありうるか。世界はますます共存の度を高めている。シェンゲン条約で国境のない欧州へ一步を印した国々は、開かれた単一欧州になるのか、閉ざされた領域になるのか。域内領域の単一化は他者にたいする外圍国境の強化になるだけのことか。いずれにせよ、移動の自由が実現しても、また欧州連合が「欧州市民権」を実施に移しても、国境のない欧州が国籍のない欧州になる日はまだそう簡単には来ないだろう。

注記

- ① JO . Rapport A . N . no .2055 (1990～1991)
- ② この稿では、シェンゲン協定とシェンゲン協定適用条約を区別せずにまとめて表現する場合には「シェンゲン条約」とする。ただ、この表現は上記適用条約を意味する使い方もなされており、これについては〈適用〉ではなくシェンゲン〈補足〉条約との邦約も用いられている。
- ③ François Julien - Laferrière 〈L'Europe de Schengen : de la disparition des frontières aux transferts des contrôles〉 Actualité législative Dalloz, 1992 , 13 e cahier, p. 125
- ④ Ibid., p. 126. なお、単一欧州議定書は、域内市場という言葉を使うことによって、国境コントロール軽減の考えは受け入れたが、テロ、移民などの監視権限は国家主権にあり、この分野では構成国間政府協力はおこなわれるが、EC への権限委譲はないことを明記している、と指摘がある(山根裕子『EC 法 — 政治・経済目的とその手段』有信堂1939, 196～197ページ)。
- ⑤ JO. A. N. Projet de loi no .2028 (1990～91) p .3
- ⑥ 共通の原則が要求されるのは、旅行証明のほか、入国、滞在、労働、出国、公序についての検査で、またそれは車と所持品の検査におよぶ。外国人にたいしての検査は徹底しておこなわれなければならない。身分証明検査はすべての者に行われる。従来の国境管理が外圍国境に厳しい内容で移行したと考えられる。

- ⑦ 前掲①, p. 5, p. 15
- ⑧ Décret no .86-90 du juillet 1986 JO. 5 août, p. 9612 ; Loi no. 91-642 du 1 juillet 1991, JO. p. 10192. なお, マーストリヒト条約批准にあたってフランスは1992年6月26日憲法改正を行い, 欧州経済・通貨同盟と EC 構成国の外囲国境の移動に関する規定の決定についても相互主義を留保して主権の委譲を定めた (88条2項)。また, フランス「共和国の言語はフランス語である」との一項が加えられたのもこの改正のときである。
- ⑨ Décision no .91-294 DC du 25 juillet 1991, JO .27 juillet , p .10001.
- ⑩ 移民規制法全般については, 林瑞枝「1993年度フランスにおける移民関連法令の変更とその意義について4, 5」『時の法令』1473, 1477を参照されたい。
- ⑪ Décision no .93-325 DC du 13 août 1993, JO. 18 août 1993, p. 11728
- ⑫ N. V. Tuong < Le droit d'asile > Actualité législative Dalloz , 1994.7 cahier , p .80
- ⑬ Ibide ., p .47.
- ⑭ Ibide , p .82~83.
- ⑮ Ibide , p .83.
- ⑯ 前掲 Laferrière, p. 130
- ⑰ JO. Débats, A. N. du 29 octobre 1993, p. 4959.

討 論

林 瑞枝 伊東 泰治 西川 祐子 佐藤 方代
吉川 寛 山田 伸明 水野 豊

伊東泰治：私は以前から国境に関心がありました。近代におけるドイツ、フランス国境の数度に渡る変化、そのたびに国語が変わるという言葉と政治の問題を考えてきました。中世文学専攻の立場からすれば、近代国民国家の国境の虚構性がよく見えるということもあります。ヨーロッパ連合ないしは近年以降の拡大ヨーロッパがヨーロッパ域内と域外を区別して外圍国境を高くし、域内の文化統合を行うとしたら、宗教としてはやはりキリスト教でしょうね。例えばフランスの93年移民規制法のいう一夫多妻婚の否定とは、回教の排除ということなのでしょう。

佐藤方代：素朴な疑問として、こういう条約の最初の草案は何語で書かれるのでしょうか。むろんヨーロッパ連合の公用語11、作業語9は決まっていますし、条約は批准のために各国語に訳されるわけですが、現実にはどの国語の力が強いのか。強い弱いはあると思う。域外の問題はひとまずおくとしても域内の文化多元主義ははたして貫徹されるのでしょうか。

山田伸明：ヨーロッパ連合の公用語が11あっても、いずれもいわゆる屋根つき言語、すなわちどこかの国の国語になっている言語ですから、ヨーロッパ連合で域内国境が消えても必ずしも少数言語が以前よりも優遇されるということにはならない。ヨーロッパ連合は国民国家が強制してきた文化枠組みをはずすのか、あるいはそれぞれが国民国家のままで連合するのか、それともヨーロッパ連合そのものがより強力な一つの国民国家になるのか知りたいですね。

吉川 寛：ヨーロッパ連合の公用語の数は多いが、むろんその中にアラブ諸語は入っていない、今のところやはり印欧語による統合ですね。

西川祐子：公用語の中で法律用語の意味内容をできるだけ統一して、共

通語をつくるような方向があるような気がします。『ヨーロッパの歴史』他、ヨーロッパ域内の数カ国語に訳されて同時出版される本、叢書が続いていますが、そういったシリーズの編集にも同様の意図があるように思います。そうすると域外は共通語ないし共通概念の通じない空間という暗黙の了解ができてゆくのでしょうか。

林 瑞枝：ヨーロッパ連合をつくったのは法律だという説があります。建前ではその法律を支える理念は人権思想です。

佐藤方代：ドイツではシェンゲン条約と政治的経済難民という問題があります。たとえば93年法によって、ドイツと国境を接している国はぜんぶ人権の守られている国という理由で、そこからは政治難民を受け入れないことになりました。ドイツに亡命するにはそれらの国を飛び越えて飛行機で着陸するしかない。事実上の難民受入れ拒否と言われています。それから引受国責任体制は域外の外国人については各国民国家が責任をとれという分担防衛ですね。人権思想には排除がつきまとうと思います。

水野 豊：域外の外国人ということについてですが、シェンゲン条約という外国人とはヨーロッパ連合出身者以外ということです。でも日常生活ではまだ域内の他のくにの人間を外国人と呼ぶ。マーストリヒト条約によってヨーロッパ連合出身者は居住国での地方選挙権や欧州議会の選挙権と被選挙権ができたわけですが、それを外国人にも選挙権ができたと言う。混乱しますね。

林 瑞枝：外国人の間に格差ができました。ヨーロッパ連合出身の外国人は域内自由移動の権利や居住国での参政権を得ました。域外外国人はさらに適法者と不適法者に分けられます。適法者は共通ビザ制がつくられれば一国のビザを入手すれば域内の自由移動ができるわけですから利点もあるわけですが、アンデジラブル——望まれない者と呼ばれる不適法外国人、多くは経済難民はストラスブルに置かれるデーターバンクである SIS シェンゲン・インフォメーション・システムで漉されて壁を越えられなく

なる仕組みです。

吉川 寛：シェンゲン条約でヨーロッパが外囲壁を高くして文化空間をつくる動きに対抗するというか、逆にそこから強いられるというか、環太平洋地域あるいはアジア文化圏といった動向があって宗教としては儒教、言語としては漢字による文化統合といったことを最近ちらほら聞くように思いませんか。大東亜共栄圏の悪夢が蘇るような危険を感じます。マーストリヒト条約に至る理想をかかげた基本法のかたわらで進行するシェンゲン・スペース形成の現実の中で文化多元主義は成立するのかもしれないのか、これからも見てゆきたいと思います。本日はありがとうございました。